

FDB（商品情報DB）サービスの事業承継に関するお知らせ

2015年10月吉日
株式会社ファイネット
株式会社ジャパン・インフォレックス

株式会社ファイネット(以下「ファイネット」)と株式会社ジャパン・インフォレックス(以下「JII」)は、ファイネットを分割会社、JIIを承継会社として、2016年4月1日をもってFDBサービス事業を会社分割(吸収分割)の方法により承継することを決議いたしましたので、下記の通りご案内申し上げます。何卒ご理解の上、今後ともお引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 会社分割(吸収分割)による事業承継の目的・背景及び今後の両社連携について

(1) 目的

- 1) 両社商品情報DBの一元管理により、商品情報授受におけるメーカー/卸間の連携をより強くし、今後発生する様々な課題に対し合目的かつスピーディーに対応できる体制を作る。
- 2) 上記を通して、業界内の標準化/効率化を推進する。

(2) 背景/経緯

1) ファイネットのFDBサービス

酒類加工食品全国データベースセンター(SKDBC)を、ファイネットが引き継ぐ形で2002年に開始したサービス。

2) JIIのInforex(インフォレックス)サービス

FDBデータ活用を大前提として、卸側で実活用上必要となる不足項目やFDB未加入メーカーの商品情報の収集、および登録データのクレンジングを共同で行う卸共通基盤として2006年に開始したサービス。

3) 事業承継に至る経緯

業界全体としては両データベースの機能が重複している部分もあることから、本来の目的である業界内の効率化やコスト削減をより推進していくための今後の方向性について、両社で協議を進めて参りました。その結果、両データベースの運営を一元化し連携を強化することによって、よりスピーディーな対応や問題解決が可能な体制にすることが望ましいという両社の判断に至り、この度会社分割(吸収分割)の方法(※)によりFDBサービス事業をJIIへ承継することを決定いたしました。

(※) 会社分割(吸収分割)による事業承継では、顧客/委託先との契約上の地位も含めて承継会社に引き継がれます

(3) 事業承継後の両社連携について

ファイネットからJIIに出資するとともに非常勤取締役を派遣(予定)し、業界内の商品情報授受に関する課題に対し連携して解決できる体制を構築することで、メーカー/卸間の意思疎通と協力体制の強化を図ってまいります。

2. 会社分割(吸収分割)の要旨

(1) 対象事業

FDBサービス事業

(2) 会社分割効力発生日

2016年4月1日(予定)

(3) 分割当事会社の概要

	分割会社	承継会社
商号	株式会社ファイネット	株式会社ジャパン・インフォレックス
所在地	東京都中央区日本橋兜町13番2号 兜町借成ビル7階	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番12号 社労士ビル3階
代表者	代表取締役社長 細見 典男	代表取締役社長 西田 邦生
設立	1986年4月1日	2006年4月10日
資本金	4億6,720万円	2億3,000万円

3. 事業承継後のファイネット事業内容について

商品流通VANサービス事業、資材VANサービス事業はこれまで通り、ファイネットが運営してまいります。

4. 本件に関するお問い合わせ

株式会社ファイネット

営業推進部

電話:03-5643-3450

E-Mail: info-fdb@finet.co.jp

株式会社ジャパン・インフォレックス

管理部

電話:03-3548-3821

E-Mail: support@jii-inforex.jp

以上

食品メーカーと卸売業間および 物流業者における検品レスの取り組み

— 一般財団法人流通システム開発センター —

ASNの活用と現場の工夫

一般財団法人流通システム開発センター

ソリューション第1部Groサリー業界グループ研究員 田村 祐一

はじめに

昨今、トラックドライバー不足の問題が顕在化してきており、商品の配送などにかかる物流コストは上昇傾向にある^(注)。2020年東京オリンピック開催に向けて建設業への人材流入なども予想されるため、長期的な社会問題として懸念されている。

このような環境の中、消費財流通におけるメーカーと卸売業者間の取引においても、配送を効率化するためにはトラックの効率的な運用がより重要になっている。その解決策のひとつとして、「検品レス」で納品を行うことによりトラックの待機時間を減らし、メーカーと卸売業者の双方の業務を効率化することに取り組んでいる企業がある。その取り組みについて調査した。

(注) 株式会社日通総合研究所 2014年12月調査
「企業物流短期動向調査(日通総研短観)調査結果」より

1 調査概要

キュービー(株)(表1)の在庫の保管、発送等を担う(株)キューソー流通システム神戸営業所(表2)と、荷受先である卸売業者の加藤

産業(株)みなとセンター(表3)を訪問し、各現場の視察とヒアリングを行った。

本取り組みはキュービー(株)から加藤産業(株)への商品配送において、加藤産業(株)の物流センターへの納品を検品レスで行うものであり、2010年から検討を始めている。2013年から、群馬県館林地区の拠点間と、今回訪問した(株)キューソー流通システム神戸営業所とみなとセンター間の2つの特定拠点での実証実験を

表1 調査対象メーカーの企業概要

社名	キュービー株式会社
主な事業	マヨネーズをはじめ、ソース・調味料類 ・その他食品の製造販売など。

表2 調査対象メーカーの荷主の概要

社名	株式会社キューソー流通システム
主な事業	倉庫業、輸配送業など
営業所名	神戸営業所
所在地	兵庫県神戸市東灘区深江浜町28

表3 調査対象卸売業者の概要

社名	加藤産業株式会社
主な事業	総合食品卸売業、 カンピー製品製造発売元
センター名	みなとセンター
所在地	大阪府大阪市住之江区南港南4-1-97

開始し、商品配送の検品レスに取り組んでいる。(株)キューソー流通システム神戸営業所ではマヨネーズなどのキューピー(株)の商品を保管しており、加藤産業(株)から発注された商品のみなどセンターへ配送し検品レスで納品している。本取り組みについて、まずは主な特徴や全体の流れを紹介する。

(1) 検品レス実現のためのポイント

① 事前出荷明細 (ASN) の活用

(株)キューソー流通システム神戸営業所にパレット単位に商品名・数量・賞味期限などの出荷情報を、出荷前に加藤産業(株)へASNデータとして送信している。そのため、みなとセンターでは商品入荷時に商品バーコードをスキャンしたり、賞味期限を手入力したりする必要がなく、自動的な入荷処理が可能になっている。また、納品ドライバーは納品に関わる諸準備や検品による待ち時間を省略・短縮できている。

② 卸売業者の発注期限を半日前倒し

キューピー(株)と加藤産業(株)の間では、通常の発注締時刻は納品日の前日午前中である。しかし、本取り組みではASNデータを作成する時間を確保するため、発注業務に前々日夕方の時間帯を活用して行っている。これにより、(株)キューソー流通システム神戸営業所における作業人員や納品トラックの手配を効率化できるメリットも得られている。

③ 検品レスの納品トラックは、待機時間0で優先的にトラックバスへ接車

検品レスの仕組みを実現しても、仮に物流センターで納品が集中して混雑していると、トラックの待機時間が長くなりトラックの実働時間を減らす効果は限定的になってしまう。そこで、みなとセンターでは、検品レスの納品トラックはトラック待機列に並ばずに優先的にバスへ接車できるように調整している。

(2) 業務の流れ

本取り組み全体の流れを次ページ図に示す。

2 業務の詳細

(1) 受発注 (納品前々日17時)

加藤産業(株)からキューピー(株)への発注は、前々日17時が締時刻となっている。加藤産業(株)は、各小売業者からのEOS発注が来て在庫を引き当ててからキューピー(株)へ発注を行っている。

(2) ピッキング (納品前々日夜間～前日)

キューピー(株)は加藤産業(株)からの注文に基づいて、(株)キューソー流通システム神戸営業所へ出荷指示を送る。同営業所では、出荷指示を受け取ると在庫の引き当てを行い、出荷予定商品をその日のうちにピッキングしてパレットに載せておく。

(3) 納品コース別にパレット積み替え (納品前々日夜間～前日)

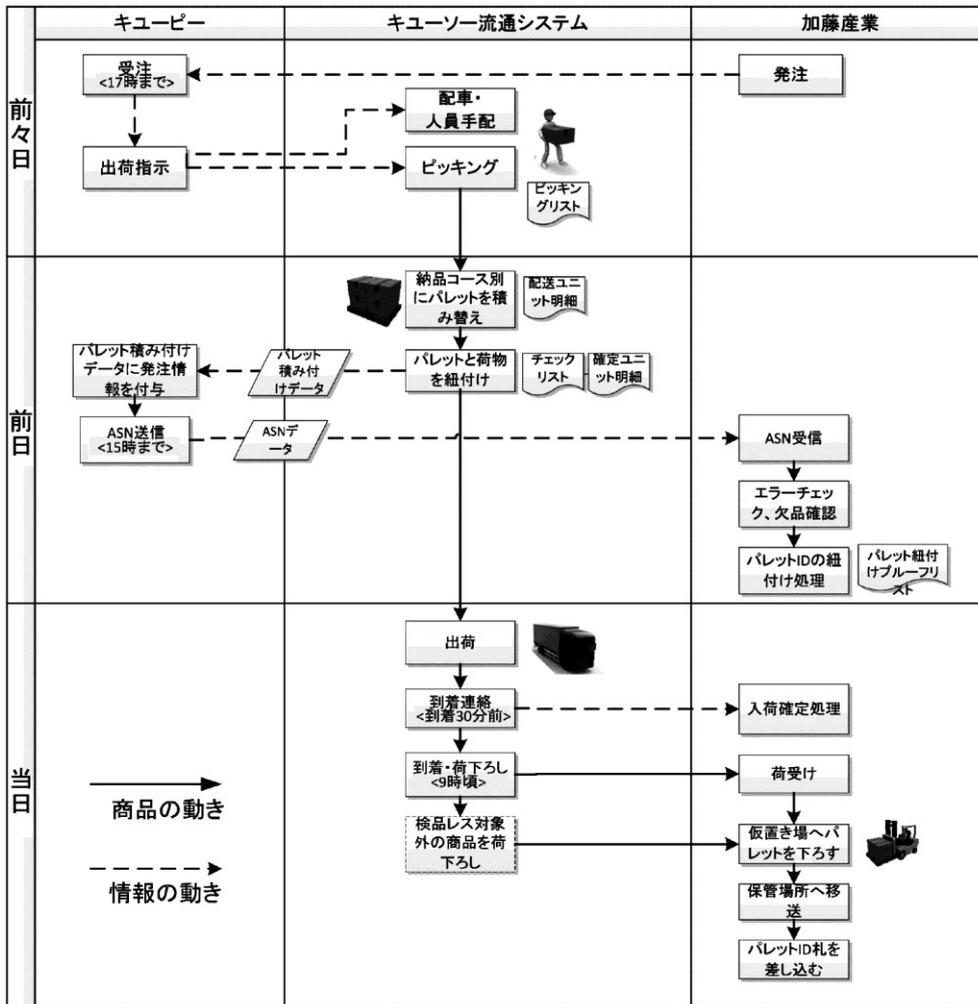
ピッキングした後、1つのパレットには1つの納品コースの商品が積載されるようにパレットを積み替える。発注情報を基にシステムから出力される「配送ユニット明細」に、納品コース別の出荷商品・ケース数が記載されているので、これを見ながら作業を行う。

配送ユニット明細の情報を基に商品を積み替えた後、納品コースが印字された用紙に「パレットラベル (写真)」を貼付する。パレットラベルには、12桁のパレットIDが表示されている(枠で囲まれている数字)。このパレットIDはパレットをユニークに識別する



納品コースが印字された用紙と、パレットラベル

図 検品レスの運用フロー



(著者作成)

(株)キューソー流通システムの社内番号である。パレットラベルに表示されているバーコードは、パレットIDを表している。積み替えが終わったあとに、配送ユニット明細のバーコードと、このパレットラベルのバーコードをハンディターミナルでスキャンすることで、パレットIDに対して商品を紐付ける。

(4) ASN 送受信 (納品前日)

パレット積み替え作業が完了後、(株)キューソー流通システム神戸営業所からキュービー(株)へパレットIDと納品商品情報が紐付いたデータ(パレット積み付けデータ)を送信する。

キュービー(株)ではそれに発注書情報(発注No.や納品先の倉庫コードなど)を付与し、ASNとしてみなとセンターへ送信する。

みなとセンターでは、受信したASNを入荷処理システムへ取り込む。取り込んだ後は、まずデータ内容のエラーチェック、欠品情報の確認などを行う。最後に入荷予定の各パレットに対して、加藤産業(株)のWMS(倉庫管理システム)で使用している5桁のパレット識別番号(パレットNo.)の紐付け処理を行う。ASNには(株)キューソー流通システムのパレットIDが含まれているが、みなとセンターへ入庫するためには加藤産業(株)のパレ

ト No. が必要なため、このように紐付け処理を行っている。

(5) 納品（納品当日）

納品日の朝に、(株)キューソー流通システム神戸営業所にて出荷パレットを納品トラックへ積み込む。(株)キューソー流通システム神戸営業所を出発した後、みなとセンターへ到着する30分ほど前にトラックドライバーから同センターへ事前連絡を入れる。同センターでは、連絡を受けた時点で「入荷確定処理」を行い、システム上は入荷が済んだステータスにする。同時に納品トラックが接車するためのバースの空きを確保しておく。納品トラックが到着すると、基本的に待機時間0で接車できる。接車するとすぐに、パレットを下ろして仮置き場へ1枚ずつ並べる。

仮置き場へパレットを下ろし終わると、パレット No. が表示されたパレット札をパレットに差し込む。パレット札の差し込みが完了し、仮置き場から実際の保管スペースへパレットを移動して入荷作業が完了する。

入荷した商品の名称、ケース数や賞味期限などは ASN によって既にシステムへ登録されているので、通常は検品作業として行われる商品バーコードスキャン、ケース数のカウント、賞味期限の手入力などの作業は不要である。そのため、みなとセンターの作業員が行う入荷作業は大幅に軽減されている。納品ドライバー側でも、待機時間0で荷下ろしを始めることができ、さらにパレットを仮置き場へ下ろすだけで納品作業が完了するため、みなとセンターにおける滞在時間は非常に短い。

しかし、現段階では納品トラックは検品レス対象外の商品も積載しているため、検品レスのパレットを下ろした後に検品が必要な通常商品の納品作業に移る。通常通り、商品仕分け作業やみなとセンター従業員による検品作業などを行う。それらが済むとみなとセンターにおける全ての作業が完了する。

3 まとめと今後の展開

(1) 検品レスの効果

メーカーと卸売業者間の検品レスの運用を初めて視察し、みなとセンターにおける検品レス商品の納品作業は非常にスムーズであり、効率化されていることを強く実感した。通常は、トラックから荷下ろしした後の商品仕分け作業、スキャニング、賞味期限入力などの検品作業にある程度の時間を要する。これらの作業が長くなるとトラックの待機時間を長時間化させる要因にもなってしまう。本取り組みはこれらの問題に対する、配送効率化のための一つの解決策として有効だと考えられる。検品レス対象の商品に関しては接車している時間はスムーズにいけば5分もかからない。トラックドライバー不足の問題に対しても、このようなトラックドライバーの労働環境改善は重要な施策であると考えられる。

(2) 対象企業の拡大

現在は検品レスの対象企業、対象商品が少ないため、さらなる効率化を目指し、3社とも今後は検品レスの対象取引先を拡大する考えで一致している。しかし、検品レスの取り組みを他社へ水平展開することは簡単ではない。データフォーマットは標準を意図して設計されているが、納品リードタイムなど、運用ルールの設定が必要である。食品業界の商慣習や常識にとらわれ過ぎない考え方が重要である。

また、本取り組みでは運用面の工夫が多いが、複数企業が関係してくるため、例えば、バースへの優先接車などの運用条件をなるべく揃えていかないと検品レスの効果は最大化できない。

このように課題は多いが、3社では対象企業を拡大すべく前向きに検討を進めている。今後の動きに注目していきたい。

発行元：一般財団法人流通システム開発センター

掲載誌：流通とシステム 第163号

10月以降の農林水産省の体制について 【ポイント】

平成27年9月
農林水産省

1. 本省

(1) 水田・畑作農業政策の推進体制の整備【政策統括官】

農政上の重要課題の司令塔となる**政策統括官**を新設。当分の間、生産局農産部（部長並びに農産企画課、穀物課、貿易業務課及び地域作物課（一部））及び経営局（経営政策課経営安定対策室）を束ね、**水田・畑作農業政策を一元的に担う体制を整備**

(2) 災害対策・危機管理体制の整備【危機管理・政策評価審議官】

災害対策・危機管理への対応を強化するため、その司令塔機能を大臣官房へ集約することに伴い、**危機管理・政策評価審議官を配置**

(3) 技術行政の体制の整備【技術総括審議官及び農林水産技術会議事務局】

試験研究、開発から実用化、普及までの専門領域を有機的に連携させ、農業の成長産業化の基礎となる技術行政を強化するため、その司令塔となる**大臣官房技術総括審議官が農林水産技術会議事務局長を兼務する体制を構築**

(4) 農業の成長産業化の推進体制の整備【食料産業局、生産局ほか】

日本の農林水産物・食品の市場拡大に向け、**食料産業局に食文化・市場開拓課及び輸出促進課を設置するほか、国産飼料の生産・利用を推進するため、生産局に飼料課を設置するなど、農業の成長産業化に向けた所要の体制を整備**

2. 地方農政局

地域の実情に応じて農政を機動的に推進するため、地域センターを廃止し、**現場と農政を結ぶ役割を担う地方農政局長直属の地方参事官を各都道府県に配置**

農林水産省組織の再編の概要



米国食品安全強化法(FSMA)に関する周知のお願いについて

— 農林水産省食料産業局 —

27食産第2140号
平成27年9月2日

食品関連事業者団体 各位

農林水産省食料産業局企 画 課 長
輸出促進グループ長
食品小売サービス課長
食品製造卸売課長

米国食品安全強化法（FSMA）に関する周知のお願いについて

平素より食料産業行政へご理解・ご協力を賜り御礼申し上げます。

平成23(2011)年1月、米国において「食品安全強化法」(Food Safety Modernization Act : FSMA)が成立し、米国食品医薬品局(FDA)の権限強化が図られ、HACCPの考え方を基盤とする衛生管理が義務化されました。今後、同法の規定が順次公表・施行されていく予定であり、例えば食品製造における予防的管理については、平成28(2016)年8月から実施される見込みです。これにより、農林水産物・食品の輸出に携わる我が国の生産、製造、輸出事業者の活動に影響が及ぶと考えられます。

米国は我が国からの農林水産物・食品の輸出額が第2位の主要な輸出先国であり、農林水産物・食品の輸出拡大を更に進めていくためにも、FSMAに対して円滑に対応していく必要があります。

つきましては、現時点で入手可能な情報に基づき、FSMAの概要を解説する資料等を作成しましたので、別添の資料1から4に基づき、貴団体傘下の事業者へ周知するとともに、事業者に対して積極的な取組を促していただきますよう、お願いいたします。また、農林水産省として、「FSMA メーリングリスト」を近日中に構築し、随時情報提供を行う予定ですので、事業者等に対し、同リストへの登録を促していただきますよう、お願いいたします(資料2)。さらに、FSMAに関する実情を把握し、今後の政策立案の参考とするため、事業者に対してアンケートを実施することといたしましたので、事業者に対し、同アンケートへの協力を依頼していただけますよう、お願いいたします(資料3)。

なお、事業者がFSMAに対応するに当たって参考となる支援策として、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」に基づく支援及びHACCP導入研修等に関する情報についても、併せて周知いただけますよう、お願いいたします(資料4)。

別添資料

- ・資料1 米国食品安全強化法(FSMA)の概要
- ・資料2 FSMAに関するメーリングリストへのご登録のお願い
- ・資料3 FSMAに関するアンケート
- ・資料4 HACCPの導入等に関する支援

(本通知に係るお問合せ先)
農林水産省食料産業局
企画課食品企業行動室 三浦、橋本
03-3502-5743 (ダイヤルイン)
輸出促進グループ 松浦、丸尾
03-3501-4079 (ダイヤルイン)

米国食品安全強化法(FSMA)の概要

資料1

○ 背景

米国で多数の食品事故が起き、公衆衛生上の大きな負担となっているが、ほとんどの場合は予防可能な危害であると考えられている。

そのため、食料供給の過程で安全を保障することにより公衆衛生を向上する目的で、食品医薬品局(FDA)の権限を多岐にわたり強化するために制定。

○ 経緯

2011年1月4日に法律が成立。条文ごとの関連規則が施行されれば、その条文が効力を発揮する。

2013年1月以降、FDAが関連規則案を順次公表し、パブリックコメントを実施。現段階においてはFDAで検討が続けられており、詳細は確定していない。

2015年に主要な条文について最終規則が公表される見込み。

(条文ごと、企業規模ごとに猶予期間が異なるが、例えば食品製造における予防的管理については、2016年8月から実施される見込み。)

○ 対象

原則として、対象品目の製造・輸入・販売に係る米国内外(日本を含む。)の事業者全てが対象となる。

→ 日本から米国に対して輸出する場合も対象となる。

FSMAの条文はこちら (英語)

<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/ucm247548.htm>

FSMAの解説はこちら (日本語)

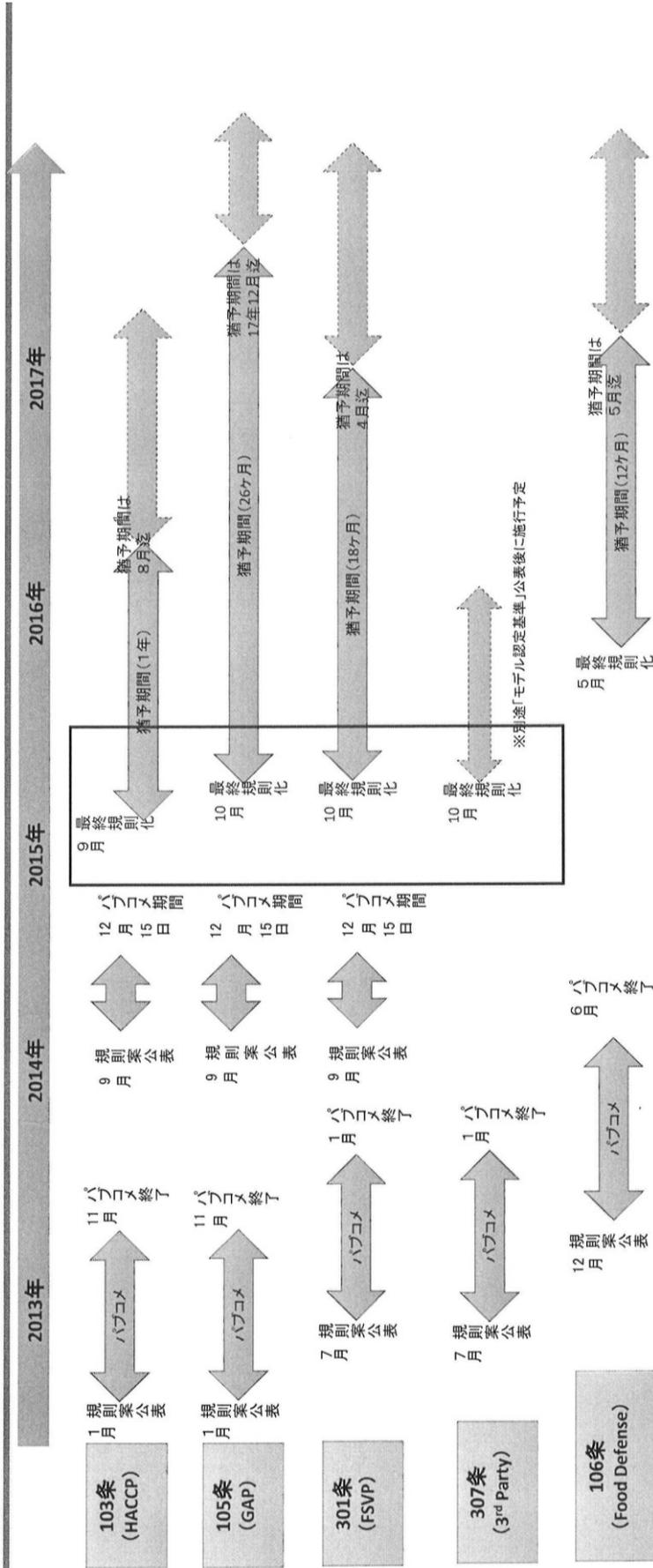
<http://www.jetro.go.jp/world/reports/2012/07001111.html>

FSMAの適用による食品事業者への影響

品目	現行の規制	FSMAの施行により追加される主な措置
加工食品 (精米、ドライフルーツ、カット野菜、乳製品、卵製品等を含む。水産物、ジュース、食肉を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ cGMP*の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ FDAへの施設登録 ・ FDAによる施設の査察(不定期に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防的管理を義務化(103条) ・ 意図的な異物混入等への対応(106条) ※ 106条は農場は対象外だが、酪農は対象に含む(液体の保管等が最も脆弱性の高い工程の一つとされているため。) ・ 輸入業者によるモニタリングの義務化(301条) ・ FDAによる査察の強化(201条、306条)
農産物 (野菜、果実、穀物等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ cGMP*の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ FDAへの施設登録 ※ 農場は対象外(保管施設等は対象) ・ FDAによる施設の査察(不定期に実施) ※ 農場は対象外(保管施設等は対象) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜・果実に係る安全基準の追加(105条) ※ 加工工程のない直接消費される農産物が対象(穀物は加工工程があることから103条の対象となる) ・ 意図的な異物混入等への対応(106条) ※ 農家は対象外 ・ 輸入業者によるモニタリングの義務化(301条) ・ FDAによる査察の強化(201条、306条)
水産物、ジュース	<ul style="list-style-type: none"> ・ cGMP*の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合 ・ HACCPにより管理されていることの証明(保健所又は(一社)大日本水産会) ・ FDAへの施設登録 ・ FDAによる施設の査察(不定期に実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意図的な異物混入等への対応(106条) ・ FDAによる査察の強化(201条、306条)
食肉	<ul style="list-style-type: none"> ・ cGMP*の遵守 ・ 残留農薬等の規格基準への適合(HACCPにより管理されていることの証明(地方厚生局)) ・ 米国農務省による施設認定 	<p>追加される措置は無し (食肉は米国農務省が所管しており、FSMAの対象外。)</p>

* cGMP: 安全な食品を製造するための、衛生管理等に関する最低限の要件を定めた規則

FSMAの施行に係る今後想定されるスケジュール



(注1) 原則として、上記の猶予期間に加えて、企業規模(“Very Small Business”等)に応じて、更に1年等の猶予期間が設けられている。

資料：輸出促進G作成

(注2) 103条施行後は、FDAによる海外の食品製造施設の査察時に、HACCP計画等の確認が必須となる(現在は、GMP(製造管理・品質管理基準)等のチェックが主。)

FSMAによる主な規制の内容①

103条 予防的管理 (HACCPの考え方を基盤とする管理)
(2015年9月 最終規則公表予定、2016年8月以降義務化予定)

JETROによる規則案の仮訳はこちら

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/fsma_reference_21CFR117.pdf

法律の概要

事業者は、食品の製造、加工、梱包、保管に当たり、

- ① 影響しうる危害要因の分析
- ② その危害要因を予防または最小限に抑えるための管理措置の策定・実施
- ③ 管理措置の有効性のモニタリング
- ④ モニタリング結果の記録

を行わなければならない。

規則(案)の概要

○ 危害要因分析

- ・ 既知または合理的に見可能な危害要因を特定し分析
- ・ 対象は生物学的、化学的、物理的、放射線危害要因
- ・ 食品の組成、施設の構造、原材料、製造手順など、最終製品の安全性に影響を与える要因を全て考慮

○ 予防的管理措置

- ・ 危害要因分析により発生する可能性があるとされた危害を予防または最小限に抑えることを保障するため、予防的管理措置を明確にし、実施
- ・ 管理措置には、必要に応じて工程管理、アレルギー管理、衛生管理などを含む

○ リコール計画の策定

- ・ リコールを行う際の手順と責任を説明した計画を策定

○ モニタリング

- ・ 予防的管理措置が継続的に行われていることを保障するために十分な頻度でモニタリングを実施

○ 是正措置

- ・ 予防的管理措置が適正に実施されていない場合に取り除く措置を明文化

○ 記録

- ・ 食品安全計画(危害要因分析、予防的管理措置等を含む。)、モニタリング結果等の記録を作成し、保管

○ 検証

- ・ 各手順が適切であることを確認

FSMAによる主な規制の内容②

105条 野菜・果実に係る安全基準

(2015年10月 最終規則公表予定、2017年12月以降義務化予定)

JETROによる規則案の仮訳はこちら

http://www.jetro.go.jp/ext_images/world/n_america/us/foods/pdf/fsma_reference_21CFR112.pdf

法律の概要

野菜・果実についてリスクを最小化するため、生産、収穫、梱包、保管する農家が従うべき規則を策定。

当該規則は、土壌改良、衛生、温度管理、ほ場内の動物、水に関する、科学に基づいた最低限のもの。

規則(案)の概要

- 規制の対象
 - ・ 未加工の野菜、果実
(FDAが別途示す未加工で消費されることがない野菜・果実には適用されない)
- 一般要件
 - ・ 農家は、当該野菜、果実による重大な健康被害を最小限に抑えるための適切な措置を講じる
- 個別要件
 - ・ 従業員に対する十分な訓練の実施
 - ・ 病気の従業員が野菜、果実を汚染することの防止
 - ・ 衛生管理の実施（手洗いの方法・タイミング等を規定）
 - ・ 農場への訪問者による汚染の防止
 - ・ 農業用水の処理、検査の実施
 - ・ 生物由来の土壌改良材の処理
 - ・ ほ場に放牧される家畜による汚染の防止、ほ場に侵入する野生動物のモニタリング
 - ・ 生産、収穫、梱包、保管の際の汚染防止措置
 - ・ 野菜、果実と接触する可能性がある施設、道具による汚染の防止
 - ・ モニタリングの実施と記録の保管

FSMAによる主な規制の内容③

その他の規制の概要は以下のとおり。

条文	概要
<p>106条 意図的な異物混入等への対応 (2016年5月 最終規則公表予定、 2017年7月以降義務化予定)</p>	<p>[法律] ・食品への意図的な異物混入等を防ぐための規則を策定。 [規則(案)] ・食品事業者が、公衆衛生上の危害を意図した行為を防止するための計画を書面で作成することを義務づけ。当該計画には対策措置、監視手順、検証、記録管理などを含む。</p>
<p>301条 輸入業者によるモニタリング (2015年10月 最終規則公表予定、 2017年4月以降義務化予定)</p>	<p>[法律] ・米国側の輸入業者が、輸入食品が①103条又は105条に従っているか、②米国の規格基準を満たしているか、③不当表示がなされていないかについて、リスクの程度に応じて外国の供給業者を検証する。 [規則(案)] ・米国側の輸入業者は、危害要因分析を実施した上で、現地監査、ロット毎の試料の採取・検査、供給業者の食品安全記録の検討などの中から適切な措置を選定し、実施する。 ・米国側の輸入業者は、供給事業者が危害要因の管理措置について検証し、必要があれば是正していることを確認する。</p>
<p>201条、306条 FDAによる査察の強化 (施行済み)</p>	<p>・国内外の食品製造等施設にFDAの検査官を派遣し、米国の食品安全の基準を満たしているか査察することを規定。査察を拒否した場合には当該施設から米国への供給は禁止される。 (FSMAの他条項の施行後は、当該条項に従っているかどうかでも査察対象となる。)</p>
<p>307条 第三者監査制度 (2015年10月 最終規則公表予定、 施行時期未定)</p>	<p>・FDAの承認を受けた認定機関が第三者監査員を認定。第三者監査員の証明を受けた食品関連施設から食品を輸入する場合、輸入手続き迅速化プログラムに参加できる。 (詳細なプログラム等は未公表)</p>

FSMA関連情報の入手方法

1. ウェブサイトの情報

- 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)
「食品安全強化法に関する情報」
http://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma.html
- 農林水産省 食料産業界 輸出促進グループ
「農林水産物等の輸出促進対策」
<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/index.html>
- 米国食品医薬品局
「FDA Food Safety Modernization Act (FSMA)」 (英語)
<http://www.fda.gov/Food/GuidanceRegulation/FSMA/default.htm>

2. セミナー

- JETRO米国食品安全強化法セミナー
http://www.jetro.go.jp/industry/foods/foods_schedule.html

3. FSMAメールマガジン

- 9月から配信予定。登録方法は別紙参照。

4. 農林水産省輸出相談窓口

(直通)03-6744-7155 (受付時間 平日9時30分～12時00分及び13時00分～18時15分)